要援護世帯等の除雪に関する協力のお願い

日頃から、市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

市では毎年、高齢の方や障害者のみの世帯等（要援護世帯）の除雪や、高田・直江津地区の一斉屋根雪下ろしに伴う除雪にご協力いただける事業所を募集しています。回答をもとに名簿を作成し、市ホームページへの掲載や該当世帯への配布を行い、除雪を依頼する際の参考としていただいております。

つきましては、該当世帯の除雪に協力していただける方は、次のいずれかご都合の良い方法にてご回答ください。

①「右記ＱＲコードから入力フォームにより入力」

②「メール」、③「ＦＡＸまたは郵送」

皆様のご応募をお待ちしております

【回答期限】令和８年11月６日（金）

【宛　　先】上越市役所　生活援護課　管理係（送付文は不要です）

E-mail　：youengozyosetu@city.joetsu.lg.jp

FAX　　：025-526-6114

＜名簿掲載調査回答書＞

区分	内容
協力いただける除雪場所	ご協力いただける場所すべてに✔をしてください ☐屋根雪除雪　　☐屋根雪以外（玄関前等）の除雪
実施可能地区	ご協力いただける地区すべてに✔をしてください ☐合併前上越市 ☐安塚区　☐浦川原区　☐大島区　☐牧区　☐柿崎区 ☐大潟区　☐頸城区　☐吉川区　☐中郷区　☐板倉区 ☐清里区　☐三和区　☐名立区
高田・直江津地区の一斉雪下ろしへの対応	☐対応可能　　☐対応不可能 （いずれかに✔をしてください）
ふりがな 事業所名	（担当者名　　）
住所	
電話番号	
FAX	
E-mail※	

※ メールアドレスは、今後災害時における要援護世帯の除雪に関する連絡を容易にするため活用させていただきます。ご協力ありがとうございました。回答書は以上です。

裏面あり

除雪の手引き

本事業は、低所得かつ高齢や障害により、自力で除雪をすることが困難な世帯の安全を確保する目的で行われます。地域福祉の増進を図り、また災害級の大雪にも対応ができる体制を整えておくためにも、ご協力お願いいたします。

○事業の目的（要援護世帯除雪費助成事業）

要援護世帯の家屋の屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所(下ろした屋根雪、車庫、納屋など)における必要最小限の除雪作業に要する費用の一部を低所得世帯に助成することにより、冬期間における要援護世帯の雪害事故を防止し、もって生活の安全確保と福祉の増進を図ります。

助成対象となる費用

本事業は、除雪作業の実績に基づき、その費用の一部を助成する制度です。実績報告の際は、除雪実施日、作業内容及び費用の内訳が確認できるようご協力をお願いします。

※定額制（サブスクリプション方式）による契約については、契約内容によっては除雪実績に対応する費用の確認ができないため、助成対象とならない場合があります。ご注意ください。

○除雪作業料金の設定について

料金は、作業環境や機械利用の有無に応じ、**事業者様と世帯側での協議により決定してください。**

人力作業については、災害救助法適用時の市委託単価（1 時間 5,000 円）を一応の目安としてお示ししますが、最終的な金額は事業趣旨を踏まえ、双方の合意により設定いただくようお願いいたします。

また、助成限度額は一冬期間 126,000 円ですので、あらかじめご留意ください。 なお、トラブル防止のため、**作業前に必ず「除雪範囲」と「金額」等**の打ち合わせを行ってください。

○除雪の範囲

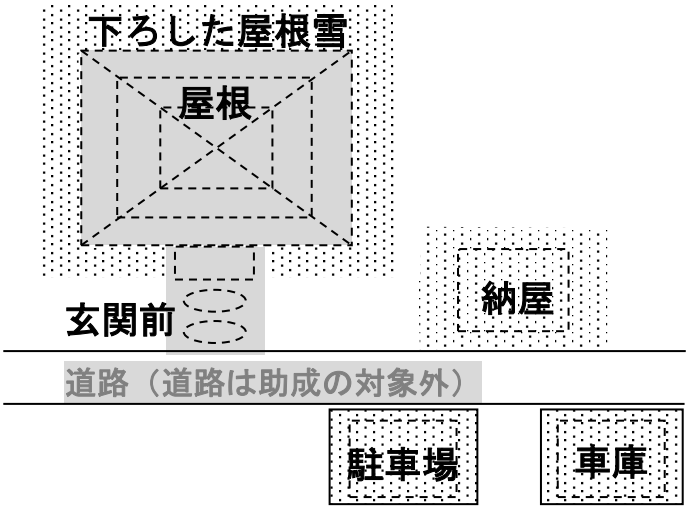
日常生活上、欠くことのできない場所が対象になります

＜具体例＞

・屋根、玄関前、下ろした屋根雪

・車庫、納屋、駐車場

※道路は助成の対象外ですが、日常生活上、除雪が必要な私道は対象です。



○その他（要援護世帯への周知等）

・ご協力をいただける事業所の名簿を作成し、市ホームページで周知するほか、該当世帯に配布し、除雪作業を依頼する際の参考にしていただいております。

・要援護世帯に限らず、一般の世帯からも問い合わせがある可能性があります。お手数をおかけしますが適宜ご対応をお願いいたします。

【問い合わせ先】上越市 生活援護課 管理係　　新潟県上越市木田１－１－３
TEL：０２５－５２０－５７７９